

### 笹立て漁の風景

笹立て漁が解禁されると、川の流れをせき止めるように笹竹を川幅一杯に立て、アユが笹に沿って回遊するのを狙って網を投げます。古座川の秋の風物詩です。

第23回 古座川の秋まつり 11月23日開催

11月23日(日) 9時から、  
明神小・中学校グラウンド  
と体育館で古座川の秋まつ  
りを開催します。

たひとときをお過ごし下さ  
い。  
ご来場をお待ちしています。

【産業振興課】

山・川・里の産物や加工  
品の販売をはじめ、体験  
コーナー、展示コーナーな  
ど盛りだくさんな内容でお  
迎えいたします。

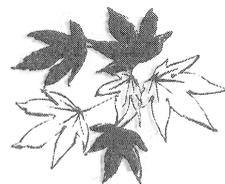
皆様も多くの催しにご参  
加いただき、楽しく充実し

### 妊婦健診

### 助成回数を7回に

10月から妊婦一般健康診  
査(妊婦健診)の助成を2  
回から7回に増やします。  
妊婦の皆さんの経済的負担  
を軽減し、安心して元気な  
赤ちゃんを出産できるよう  
支援していきます。

【住民福祉課】

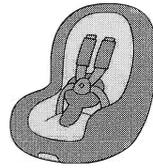


## チャイルドシート 購入費の一部を補助します

古座川町では少子化対策の一環として、町内の6歳未満の児童が使用するチャイルドシート購入費の一部を補助しています。対象者は児童を養育する者で、補助金の額は1万円を限度とし、児童1人につき1回限り交付いたします。（購入価格が1万円未満の場合はその購入金額となります）

チャイルドシート購入の際には是非ご利用ください。

【住民福祉課】



## 町県民税が特別徴収に

町県民税の特別徴収（公的年金からの天引き）が導入されます

### 対象者

65歳以上でその年の初日に老齢基礎年金等を受けている方

※次に該当する方は除かれます。

①その年度の年金額が、18万円未満である方

②その年度の年金等に係る町県民税額が年金額を超える方等

### 徴収する税額と方法

年金等に係る町県民税を年6回の年金支給のつど天引きされます。

※給与所得や営業所得等に係る町県民税は従来どおり納付書等による納付となります。

### 実施時期

平成21年10月支給分から

【財政課】

## ふるさとづくり寄付を募集

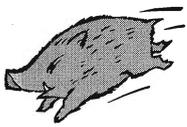
町では「ふるさとづくり寄付」を募集しています。これは、古座川町を応援して下さる皆様からのご寄付を財源にして、まちづくりを進めていこうというものです。

### イノシシ・シカの の猟期が始まります

本年11月1日から来年3月15日の間が狩猟の時期となります。

狩猟者の方々には、法令遵守と狩猟マナー、安全管理のさらなる徹底をしていただき、事故や違反のないようお願いします。住民の皆様も山などへ入る際は十分ご注意ください。

【産業振興課】



## 秋の全国交通安全運動が実施されました

山村は、高度経済成長期の都会地への労働力提供などにより、過疎、高齢化が進み税収の減少や集落の維持に課題が生じています。このような中、国においても都市と地方の税収格差が議論され、いわゆる「ふるさと納税」が始まりました。都会などに住んでいる方が出身地や応援したい自治

体などに寄付をすると自分に課税される住民税から一定の額が控除されるもので、全国の自治体で寄付募集の取り組みが行われています。

町でもホームページやパンフレットなどでお知らせしています。今後あらゆる機会を通じて「ふるさとづくり寄付」をPRしてまいりますので、よろしくお問い合わせ 総務課

## 秋の全国交通安全運動が実施されました

9月21日から30日までの秋の全国交通安全運動期間中の9月22日（火）、高池の河内橋付近において古座川町、交通指導員、交通安全母の会、申本警察署による街頭啓発を実施しました。

交通事故の減少や交通マナーの向上を目指し今後このような活動を続けていきますので皆様のご協力をお願いします。



## 高齢者世帯の手すり設置等にも助成

10月より、従来からの道路等の整備事業の助成に加え、居宅内の住宅改修事業も助成の対象となります。

### ◎助成を受けられる方

前年分の所得税非課税世帯に属している方で、町内に住所を有し実際に居住し、以下のどちらかに該当する方

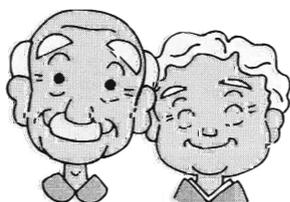
- ・身体障害者手帳の交付を受けた1・2・3級の身体障害者の方
- ・高齢者（70歳以上）のいる世帯の方

### ◎助成の対象となる事業

- ①道路等の整備事業（従来からあります）  
居宅への道路及び通路の整備促進事業  
・助成対象事業額  
1万円以上100万円以下（助成率5割以内）
- ②住宅改修事業（10月より始まります）  
手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器等への便器の取替え等  
・助成対象事業額  
20万円以下（助成率5割以内）

※他の制度で助成対象となる場合は、該当しません。

【住民福祉課】



## ○ 納期限のお知らせ ○

税 目	期 別	納 期 限
国民健康保険税	第8期	平成20年12月1日
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	
固定資産税	第4期	平成20年12月25日
後期高齢者医療保険料	第6期	
国民健康保険税	第9期	平成21年1月5日
介護保険料	第9期	

※納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。

【財政課】

## 健康関連行事カレンダー

11月		
4	火	筋力トレーニング（高池・三尾川）
5	水	筋力トレーニング（明神・七川）
6	木	1歳6ヵ月・2歳6ヵ月児健診
10	月	筋力トレーニング（高池）
11	火	ポリオ予防接種 筋力トレーニング（三尾川）
12	水	筋力トレーニング（明神・七川）
13	木	10ヵ月～1歳児健診 ボランティア教室
14	金	男性の料理教室
17	月	筋力トレーニング（高池）
18	火	献血（役場前） 筋力トレーニング（三尾川）
19	水	親子教室 筋力トレーニング（明神・七川）
25	火	筋力トレーニング（高池・小川・三尾川）
26	水	マタニティ教室 筋力トレーニング（明神・七川）
27	木	4ヵ月・6ヵ月児健診（BCG予防接種）
29	土	リハビリテーション研修会

12月		
1	月	筋力トレーニング（高池）
2	火	筋力トレーニング（三尾川）
3	水	筋力トレーニング（明神・七川）
4	木	1歳6ヵ月・2歳6ヵ月児健診
8	月	筋力トレーニング（高池）
9	火	筋力トレーニング（三尾川）
10	水	筋力トレーニング（明神・七川）
11	木	3歳6ヵ月児健診 ボランティア教室
15	月	筋力トレーニング（高池）
16	火	麻しん風しん予防接種（乳幼児） 筋力トレーニング（三尾川）
17	水	親子教室 筋力トレーニング（明神・七川）
18	木	4ヵ月・6ヵ月児健診（BCG予防接種）
19	金	男性の料理教室
22	月	筋力トレーニング（高池・小川）
24	水	筋力トレーニング（明神・三尾川・七川）

問い合わせ 住民福祉課

## 町財政の健全化判断比率等はおのとおりで

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率を公表します。

### ◆健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
古座川町	—	—	10.3	8.2
早期健全化基準	15.00	20.00	35.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字額がないため、該当ありません。

### ◆資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
古座川町簡易水道施設特別会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金不足額がないため、該当ありません。

- ①実質赤字比率（普通会計の赤字の比率）
- ②連結実質赤字比率（町の全ての会計の赤字の比率）
- ③実質公債費比率（地方債（借入金）の返済額の財務負担の比率）
- ④将来負担比率（普通会計が将来負担すべき借入金等の財政負担の比率）
- ⑤資金不足比率（各公営企業会計の実質赤字（資金不足）の比率）
- ◎詳しいことは町ホームページに掲載しています

【財政課】

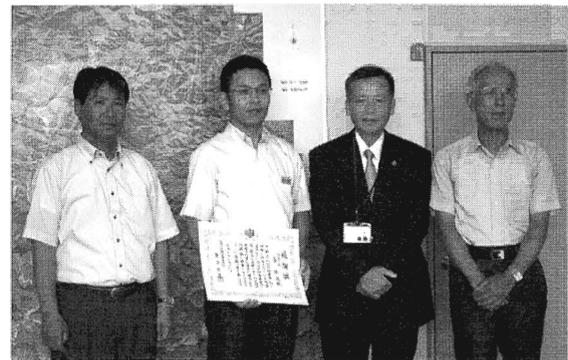
## 行政相談業務への

## 協力に感謝状受ける

総務省では、全国の市町村に行政相談委員を配置し、国の仕事などについての苦情や相談を受け付けています。町では、その業務がスムーズに進むよう担当者が関係機関との連絡などで協力しています。

このたび、この業務協力に対して総務省和歌山行政評価事務所長から感謝状が贈呈されました。

受賞者 総務課 巽 俊彦



## 紀勢本線の利用を

紀勢本線沿線及び関係市町村でつくっている紀勢本線活性化協議会では、誰もが利用しやすい交通環境の維持のため、大切な交通機関である鉄道の利用促進に取り組んでいます。

しかしながら、移動手段として自動車利用の比率が高まったことから、鉄道利用率の低下による運行本数の減少、鉄道離れという現象が生じています。

鉄道は、渋滞がなく時間が正確なことや安全性が高いことに加え、現在の原油高によるガソリン価格をはじめとした燃料費の高騰で経済性や地球環境への影響が少なくても注目されています。

皆様には、このような鉄道の利点をご理解いただき、利用促進にご協力いただきますようお願いいたします。



## 広報こざがわが

変わりました  
より多くの情報をお知らせ

いつも広報こざがわをご覧頂き、ありがとうございます。従来の広報紙は、表裏両面刷りの2ページ構成で発行していましたが、今号から読みやすさや保存のしやすさを考え、A4サイズでの4ページといたしました。用紙は小さくなりましたが情報量は従来と変わりなくお伝えさせていただきます。

また、発行を2か月に1回の隔月とし、回覧でお知らせしておりました町行事の予定などをできる限り掲載し、皆様の生活により密着した情報を提供させていただきます。

さらに、編集につきましても総務課での対応から役場内の各課が参加する体制とし、内容の充実を図ってまいります。今後とも広報こざがわをご覧頂き、お気付きの点は、ご指導いただきたく、よろしくお願いいたします。

(広報編集委員会)